

8 広総第 773 号
令和 8 年 8 月 6 日

各 建設工事業者 様

広野町長 小松 和真
(公 印 省 略)

工事入札における工事内訳書に明示する項目の追加について (通知)

平素は町行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下、「入契法」という。)の改正に伴い、工事入札における工事内訳書を下記のとおり変更しましたので通知いたします。

記

1 改正概要

入契法第 12 条により、「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費」を記載した工事内訳書の提出が義務化されました。

これに伴い、令和 8 年 10 月以降に発注する全ての工事入札においては、下記の (1) から (5) の項目を記載した工事内訳書を提出してください。

- (1) 材料費(直接工事費のうち)
- (2) 労務費(直接工事費のうち)
- (3) 法定福利費 (現場管理費のうち) の事業主負担額
- (4) 建退共契約に係る掛金 (現場管理費のうち)
- (5) 安全衛生経費 (工事原価のうち)

※ 建築工事の場合は、(3) 法定福利費 (工事原価のうち) の事業主負担額とする。

＜ 留意事項 ＞

全て税抜きで記載し、建退共の対象労働者が居ない場合は金額欄に「－」と記載すること。

2 留意事項

適用開始日以降の入札において提出された工事内訳書に、前記 (1) から (5) の記載がなかった場合、落札無効として取り扱うものとします。

3 適用開始日

令和 8 年 10 月以降に発注する、原則全ての工事入札案件から適用します。

【事務担当】 広野町役場 総務課 財政管財係 TEL 0240-27-2111 / FAX 0240-27-4167